

番号	1
項目	大阪市内の小中学校において、食に関する指導や学校給食の管理を一体のものとして円滑に実施できるよう、すべての学校給食実施校に栄養教諭を配置すること。
(回答)	
	<p>小学校及び中学校における栄養教諭は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて、学校給食単独実施校のうち、児童・生徒数550人以上につき1名、550人未満は4校につき1名を定数として措置されております。なお、給食調理民間委託校においては、学校給食の円滑な実施に向け、栄養教諭又は事業担当主事（補）を1名配置しております。</p> <p>また、栄養教諭は、未配置校における食育推進のため、周辺校の巡回などを実施しております。</p> <p>栄養教諭の重要性は認識しておりますが、「標準法」を超える栄養教諭の配置は困難な状況であり、今後とも、国による教職員定数の改善の動向を注視しながら適切に対処してまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4
項目	<u>栄養教職員の執務環境の改善と労働条件の改善を図るために、栄養教職員の配置校に執務室を設置すること。また、執務室にエアコン、電話、FAXを設置し、校務支援パソコンが使用できる環境とすること。</u>
(下線部のみ回答)	
<p>執務室の新たな設置につきましては、財源確保等の問題もあり困難な状況です。      限られた予算、限られた学校のスペースではありますが、設備や備品の充実につきましては、学校において対応いただいているところです。今後も学校に対して、引き続き協力を依頼してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 給食グループ